

証拠物件の合理的かつ適正な取扱いについて（通達）

平成22年10月8日
群刑企第414号

（概要）

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）の施行に伴い予想される、証拠物件の保管期間の長期化や物件数の増大に対応するための証拠品管理の合理化等について指示するものである。